第三者評価結果報告書

総　括	
対象事業所名	アスク高津えきまえ保育園（5回目受審）
経営主体(法人等)	株式会社　日本保育サービス
対象サービス	児童分野　保育所
事業所住所等	〒213-0001　川崎市高津区溝口3丁目8-17
設立年月日	平成24年4月1日
評価実施期間	平成28年9月～29年２月
公表年月	平成29年　4月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市版

総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）

【施設の立地・特徴】

1．立地と環境

アスク高津えきまえ保育園は平成24年4月に開園し、４年目を迎えています。東急田園都市線高津駅から徒歩5分の、商店街から少し奥に入った6階建てマンションの1、2階を園舎としています。近くには地区センターや公園があり、避難訓練で行き慣れた場所です。現在1～5歳児59名（定員60名）が在籍しています。

2．特徴

園目標には「すなおで　元気で　あかるい笑顔。　あいさつがきちんとできる子」を掲げています。また、運営理念の「お子様にとって　いつまでも想い出に残る保育を」を日々の園生活の中で大切に捉え、職員と保護者が一緒に「子どもたちの想い出づくり」に取り組んでいます。

設置法人の専門講師による「体操」「英語」「リトミック」、栄養士とのクッキング保育など、学ぶ楽しさを育むプログラムがあります。

＜特によいと思う点＞

1. 子ども一人一人の意欲を大切に

園では、子どもの「自分でやりたい」気持ちを大切に、遊び、食事や衣服の着脱などの生活の一コマ一コマで子どもとしっかり向き合って、子どもの「できた！」「やった～！」の成功体験を積み重ねています。職員は子どもが戸惑っている場面では、子ども自身で解決する力が育つよう、「どうしたらできると思う？」「何故かな？」と考えることを支えて意欲につなげるため、子どもたち一人一人の状況にあった言葉かけをしています。そのため、保育者間で育ちの情報を共有し合って援助しています。

2．日常の異年齢児の交流

朝夕の合同保育、土曜保育、戸外活動など、園生活のいろいろな場面で計画的に異年齢交流をもっています。3～5歳児は高津区の作品展用の作品づくりを一緒にしたり、年長児が、絵本を読んであげる、折り紙や遊びを教える、当番で小さい子どものお世話などをしています。「年長児と一緒に過ごす中で、憧れを持ったり、真似をしようとする」など異年齢保育の目的を全職員で理解して支援して、年上の子どもへのあこがれや、年少児への思いやりの心が育っています。

3．園活動を通して保護者と共有する子どもの学び

園では、運動会や生活発表会は、保護者に見栄えよく見せるものではなく、子どもの成長の姿を伝える

機会としています。また、幼児クラスは2年がかりで味噌作りに関わり、親子クッキングで保護者に紹介して一緒に天地返しをしたり、その味噌を使って五平餅やみそ汁を作って食べる機会をもっています。保護者は、子どもたちの成長の様を喜ぶとともに、夏まつりや運動会に積極的に関わり、親・子・職員が体験を共有して、学びを理解しています。 ＜さらなる改善が望まれる点＞ １．地域の様々な人との交流の機会を 　ボランティアの受け入れに関して、園の基本姿勢としては、子どもたちの命やプライバシーを守ることを最大の使命と考え、敢えて受け入れを行っていません。しかしながら、子どもたちは地域に見守られ、地域との関わりの中で育つことを考え、地域に根ざした保育園となることが必要です。地域との交流を中・長期計画に掲げていますので、例えば、お正月の伝統遊びや絵本の読み聞かせなどをボランティアに求めて受け入れたり、中学生の職業体験の受け入れや小学校訪問を含めて、子どもたちと地域との交流が広がることが期待されます。	
評価領域ごとの特記事項	
1.人権の尊重	•全職員は園生活の中で子どもの意思を尊重することを第一義としており、子どもに「何がやりたいか」を問いかけ、子どもの意思を尊重した保育を行っています。「保育園業務マニュアル」には、子どもを尊重したサービス提供に関する基本姿勢が明示してあり、職員は設置法人の入社時研修や階層別研修などで「子どもの尊重」や「基本的人権」について学んでいます。園長は、園内研修や会議において、子どもへの対応について「子どもにとって一番良い方法は？」を念頭に関わるように伝えています。 •性差に関しては、色や順番、発表会の衣装などで「男の子だから」「女の子だから」の固定観念を植え付けないよう、自由に選択できるように配慮しています。 •子どもの不安な気持ちを読み取った時は、子どもの気持ちを受け止めて静かな場所で一対一で過ごす時間を持つなど、子どもの気持ちに配慮した支援をしています。 •「虐待防止マニュアル」があり、全職員は研修などで周知しています。朝の受け入れ時に保護者から家での子どもの様子を聞くとともに観察を行い、着替え時にも子どもをよく観察して虐待の早期発見に努めています。また、保育中の何気ない動作や名前の呼び方、保育士の声の大きさなどが虐待につながることを確認し合っています。 •設置法人の「保育園業務マニュアル」に個人情報管理規程、プライバシー保護規程を明示し、マニュアルに従って情報の取り扱いをしています。個人情報に関する取扱いについて、入園時に保護者に説明し、ホームページなどに子どもの写真を掲載することについては、書面で同意を得ています。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	•入園のご案内（重要事項説明書）に設置法人の相談・苦情の窓口や責任者を明示しています。また、園内には園としての苦情受付責任者や、外部の第三者委員の氏名・連絡先、高津区役所保健福祉センターの連絡先を掲示し、複数の相談先があることを知らせしています。また、園内にはご意見箱を設置しています。 •利用者満足については、行事ごとのアンケート調査を実施し、結果を職員会議で検討しています。また、把握・検討した内容は園だよりにも載せて公表しています。クラス懇談会や年2回の個別面談時に保護者の意向や要望、満足度を聞いて把握し、子どもからは職員が日常保育の中で会話や表情から満足しているかを確認しています。 •職員は家庭調査票や保護者から聞いたこと、子どもの観察から気が付いたことなど

	家庭の状況や発達状況、生活の様子やその経緯などを児童票に記録し、全職員でそれぞれの子どもの状況を把握・共有し、発達の過程や生活環境などの理解を深めて、働きかけや援助を行っています。 ・クラスごとにおもちゃや絵本、素材があり、発達に応じたもの、季節感に配慮したものを備えています。遊びや生活の場面で、子もたちが主体的に自分でやりたいことができるように、職員は「これから何をしたい？」と問いかけ、子どもたちに考えさせ、自主的に発言をし、子どもたちの意向を尊重して援助しています。 ・日常保育では、散歩・クッキング保育・リトミック・粘土遊び・積み木・ごっこ遊び・ボール遊び・製作活動などを通して、生活や遊びが展開されています。運動会や生活発表会などは、日常の積み重ねによる子どもの成長の発表の場として位置づけ、日々の園生活が活かさせるような内容になっています。 ・朝夕の合同保育、土曜保育、月1回の縦割り保育、戸外活動で異年齢の子どもたちが交流をしています。指導計画では「年長児は世話をするなどの関りを深めていく」「年下の子どもとの関わりを知る」「年長児と一緒に過ごす中で、憧れを持ったり、真似をしようとする」などを異年齢保育としての目標を明示し、全職員で支援しています。 ・5歳児は地域交流の一環として、積極的に他園交流、ふれあい囲碁交流をしています。また、年長児はクラスでメダカやエビの飼育を通して、命を守ることの大切さや責任を学んでいます。 ・職員は登園時に保護者から家庭での様子や子どもの体調などを聞き取り、子どもを観察して心身の状態をチェックしています。確認した内容は「ライン表」「伝達ノート」「申し送り表」に記載し、担任に口頭で伝えます。 ・アレルギー対応については医師の指示書を確認し、川崎市の健康管理委員会に申請して、適切な対応を半年ごとに見直しています。提供時には誤食のないように栄養士を含めて複数の職員でチェックし合っています。 ・乳幼児突然死症候群（SIDS）や幼児突然死症候群（SUDS）の危険性を強く意識し、睡眠時に1歳児は10分ごとに、2歳児は15分ごとに、幼児は30分ごとに呼吸チェックを行い、結果を個別に睡眠記録表に記録しています。 ・長時間保育の子どもは、玩具で遊ぶだけではなく「しっぽ取りゲーム」や「かくれんぼ」など、異年齢同士でも楽しんで遊べるように、職員が異年齢児間の遊びの仲立ちをしています。年下の子どもが年上の子どもの遊びを見て、新しい遊びができるような場を作っています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・職員会議(栄養士同席)と昼礼を行い、クラスの状況、健康状態などについて情報を共有し、栄養士、設置法人の発達支援チームの職員など異なる部門のメンバーの意見・アドバイスを取り入れています。また、ケース会議を行い、子どもの状況や保護者支援を必要とするケースについてその都度話し合い、情報・課題の共有を図っています。会議に参加できない職員には、議事録を回覧して内容を共有しています。 ・配慮を必要とする子どもについては、保護者と連携を図り、情報を共有して保育に当たっており、必要に応じて設置法人の発達支援相談員や、関係機関の指導や助言受

	けています。 ・園長は、毎日設置法人からの事故事例や情報のメール配信を受けて昼礼などで報告し、注意を促しています。 ・園長は年間・月間・週案の各指導計画に記載された「ねらい・評価・反省欄」と保育日誌に記載された保育業務の実施状況を確認するとともに、保育現場に入ってアドバイスをしています。さらに設置法人の内部監査で、避難訓練・健康診断・SIDS対応などが手続き通り実施されているかを確認しています。 ・園が行うサービスの基本や手順を明示した手引書として、保育園業務マニュアル、衛生マニュアル、事故防止マニュアル、川崎市の健康管理マニュアルを活用しています。 ・子どもの安全確保のため、職員の役割分担を設定し、災害時の通報・消火・避難誘導などの役割分担を設定しフローチャートにしています。園独自の安全チェック表を作成し、各保育室の整備や備品類に関しては、クラス担任が安全を確認しています。 ・感染症マニュアルに基づき、玄関には感染症情報を掲示しています。感染症が発生した場合、罹患状況を園の入り口や保育室の入り口に掲示し、保護者に注意喚起をしています。 ・園外活動の際の交通ルールや安全について話し合っています。公園で遊ぶ場合は、遊具での遊び方や公園での過ごし方について話し合っています。また、幼児クラスは、近隣の系列園と合同で川崎市の交通安全指導を受けています。5歳児は、就学後安全に通学できるよう、散歩で手をつながずに一人で歩く練習を夏ごろからしています。
4.地域との交流・連携	・設置法人のホームページで施設の紹介や活動情報を写真入りで分かりやすく伝えています。また、高津区の保育園紹介の動画（YouTube）を、平成27年より始めています。今年度より保育園のブログも始め、自園の保育の様子をわかりやすく伝えています。 ・高津区の幼保小連絡会議に参加して、毎回討議されるテーマや交換する情報の中から、地域の保育ニーズを持ち帰り職員会議で話し合っています。高津区としての問題点や、待機児童問題、地域性に関する問題などを園内で話し合っています。また、高津区の公開保育に参加して、職員の保育の質の向上に資しています。 ・ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は、設置法人が作成したマニュアルを整備しています。ボランティアの受け入れに関して、園長の基本姿勢は、子どもたちの生命やプライバシーを守ることが最大の使命であるとの考え方から、ボランティアの受け入れは行っていません。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・入園説明会では「重要事項説明書」を配付し、理念・基本方針を説明するとともに、入園後開催される年度初めの懇談会や行事の際に、理念・基本方針に基づく保育のあり方について、園長が分かりやすく説明しています。 ・保育の基本方針に「子どもの『自ら伸びようとする力』を育てる保育」「子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす『五感で感じる保育』の充実」を掲げ、子どもの自主性・主体性が育つこと、豊かな感性が育つことを願って人的・物的保育環境を整えることに努めています。

	・園長は保育日誌、週案、月案、年間指導計画などをチェックし、また職員の保護者対応や、子どもへの関わり方などを確認して、その都度アドバイスをして質の向上に努めています。また、日々の保育園運営の中で生じる課題について分析を行い、改善方法を考案して職員会議などで周知しています。個別の課題については個々の職員と話し合い、指導するようにしています。 ・設置法人が分析した人事・労務・財務面の結果について、園長はその結果を職員に説明するとともに、園での取り組みを職員会議で検討しています。また、職員から業務の効率化や改善のための意見をもらい、職場環境の改善や残業などの業務にかかわる事項について、業務の見直しを積極的に推進して、働きやすい職場環境づくりを行っています。 ・園長は設置法人の園長会議や川崎市役所、高津区の認可保育園園長会や幼保小連携会議などに出席し、地域の特徴、保育サービスのニーズや潜在的利用者に関するデータなどを収集するとともに、高津区子ども支援室からも情報を収集し、社会福祉事業全体の動向、事業所が位置する地域での特徴・変化等を把握しています。
6.職員の資質向上の促進	・設置法人の就業規則には服務規律・倫理規律・秘密保持が記載され、個人情報保護マニュアルには法令順守、個人情報の安全管理などが規定されています。設置法人に「コンプライアンス委員会」が設置されています。園長は定期的に法令順守等について職員に周知・確認を行っています。 ・職員は年3回自己評価を行い、園長の査定を受け、考課結果は園長から職員にフィードバックされるなど、人事考課の透明性が図られています。 ・「実習生受け入れガイドライン」があり、それに基づきオリエンテーションを開催し、園の方針・利用者への配慮・守秘義務などを説明して保育士育成プログラムに対応した実習生の受け入れを行っています。 ・職員は、組織が求める「保育士人材育成ビジョン」を念頭に置き、個別年間研修計画を作成して研修を受講し、上期・下期ごとに振り返りを実施し、園長のアドバイスを受けて次期研修計画に反映しています。 ・職員は、毎年メンタルヘルスチェックを受けています。職員の悩み相談窓口は園長のほかに、産業医やカウンセラーへの相談も可能となっています。新卒職員には、チューター制度を取り入れるなど、相談体制を整えています。

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
（認可保育所版）

対象事業所名（定員）	アスク高津えきまえ保育園　　（60名）
経営主体（法人等）	株式会社　日本保育サービス
対象サービス	認可保育所
事業所住所	〒213-0001　川崎市高津区溝口3丁目8-17
事業所連絡先	TEL044-833-5590
評価実施期間	平成28年8月～平成29年3月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

評価実施シート （管理者層合議用）	評価実施期間 平成28年9月5日～平成28年10月20日
	（評価方法） ・園長と職員1名の合議によりまとめました。
評価実施シート （職員用）	評価実施期間 平成28年9月5日～平成28年10月20日
	（評価方法） ・職員に対し評価機関が記載説明会を開催し、その後職員一人一人が個別に評価のうえ、密封、無記名で提出したものを評価機関が回収しました。
利用者調査	（配付日）平成28年9月9日 （回収日）平成28年9月26日
	（実施方法） ・全園児の保護者にアンケート用紙と返信用封筒を園から渡して、園に回収箱を備え、無記名・密封の状態で評価機関が回収しました。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間（実施日）／平成28年11月2日・12月7日
	（調査方法） ・2名の評価調査員が2日間園を訪問し、現場観察、書類確認、職員の面接ヒアリング（園長ほか職員2名）及び子どもの観察を行いました。

［総合評価］

<施設の概要・特徴>

１．立地と環境

アスク高津えきまえ保育園は平成24年4月に開園し、４年目を迎えています。東急田園都市線高津駅から徒歩5分の、商店街から少し奥に入った6階建てマンションの1、２階を園舎としています。園庭はありませんが、近くに地区センターや公園があり、散歩や避難訓練で利用しています。現在1～5歳児59名（定員60名）が在籍しています。

２．特徴

園目標には「すなおで　元気で　あかるい笑顔。　あいさつがきちんとできる子」を掲げています。また、運営理念の「お子様にとって　いつまでも想い出に残る保育を」を日々の園生活の中で大切に捉え、職員と保護者が一緒に「子どもたちの想い出づくり」に取り組んでいます。

設置法人の専門講師による「体操」「英語」「リトミック」、栄養士とのクッキング保育など、学ぶ楽しさを育むプログラムがあります。

［全体の評価講評］

<特によいと思う点>

1. 子ども一人一人の意欲を大切に

園では、子どもの「自分でやりたい」気持ちを大切に、遊び、食事や衣服の着脱などの生活の一コマ一コマで子どもとしっかり向き合って、子どもの「できた！」「やった～！」の成功体験を積み重ねています。職員は子どもが戸惑っている場面では、子ども自身で解決する力が育つよう、「どうしたらできると思う？」「何故かな？」と考えることを支えて意欲につなげるため、子どもたち一人一人の状況にあった言葉かけをしています。そのため、職員間で育ちの情報を共有し合って援助しています。

２．日常の異年齢児の交流

朝夕の合同保育、土曜保育、戸外活動など、園生活のいろいろな場面で計画的に異年齢交流をもっています。3～5歳児は高津区の作品展用の作品づくりを一緒にしたり、年長児が、絵本を読んであげる、折り紙や遊びを教える、当番で小さい子どものお世話などをしています。「年長児と一緒に過ごす中で、憧れを持ったり、真似をしようとする」など異年齢保育の目的を全職員で理解して支援して、年上の子どもへのあこがれや、年少児への思いやりの心が育っています。

３．園活動を通して保護者と共有する子どもの学び

園では、運動会や生活発表会は、保護者に見栄えよく見せるものではなく、子どもの成長の姿を伝える機会としています。また、幼児クラスは2年がかりで味噌作りに関わり、親子クッキングで保護者に紹介して一緒に天地返しをしたり、その味噌を使って五平餅やみそ汁を作って食べる機会をもっています。保護者は、子どもたちの成長の様を喜ぶとともに、夏まつりや運動会に積極的に関わり、親・子・職員が体験を共有して、学びを理解しています。

<さらなる改善が望まれる点>

１．地域の様々な人との交流の機会を

ボランティアの受け入れに関して、園の基本姿勢としては、子どもたちの命やプライバシーを守ることを最大の使命と考え、敢えて受け入れを行っていません。しかしながら、子どもたちは地域に見守られ、地域との関わりの中で育つことを考え、地域に根ざした保育園となることが必要です。地域との交流を中・長期計画に掲げていますので、例えば、お正月の伝統遊びや絵本の読み聞かせなどをボランティアに求めて受け入れたり、中学生の職業体験の受け入れや小学校訪問を含めて、子どもたちと地域との交流が広がることが期待されます。

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 1　サービスマネジメントシステムの確立
<特によいと思う点> ・「慣れ保育」として、育児休業中で時間的に余裕のある保護者には、数日間一緒に保育時間を過ごしてもらうことで、保護者も子どもも園生活を知る機会としています。また、給食の初日も同伴してもらい、保護者と一緒に食べることで子どもが安心して食べることができるように、保護者が園の給食を知る機会にしています。
・栄養士は年齢ごとの食育計画を作成し、月毎のねらい、子どものめあて、保育士の関わり、栄養士の関わり、保護者の家庭での取り組みなどを明確にして、月毎に評価・反省を行っており、保育の指導計画に連動したものとなっています。職員会議には栄養士も出席して、子どもの成長をチームを組んで見守っています。
<工夫している点> ・保育園では災害に備えて、午睡時のパジャマへの着替えは止め、卵の殻やブロックをランダムに並べた上を歩かせて、靴を履かずに避難することの大変さを体験させています。2歳児以上は週1回避難靴をはく練習や、自分の身を守る「だんごむしのポーズ」を身につけています。また、年長児は就学に向けて、散歩中は手を繋がず、一人で歩く練習をしています。

評価分類 （1）サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。		A
・設置法人のホームページ・YouTubeで園の情報を定期的に掲載するとともに、見学者および入園希望者には園のパンフレットを配付しています。 ・入園説明会では「重要事項説明書」を配付して、サービス内容や延長保育料金、補食代、必要な持ち物などについて保護者に説明し、保護者から同意書をもらっています。 ・入所前面談で個々の家庭状況を把握し、子どもの様子を見ながら徐々に保育時間を延ばす「慣れ保育」を、保護者と話し合って行っています。育児休業中の保護者には、子どもと一緒に保育時間を過ごすことを勧め、園生活を知る機会としています。 ・子どもの愛着あるタオルやおもちゃなどの持ち込みを可能としています。2歳児までは個別の「連絡ノート」で園と家庭での様子を伝え合い、送迎時には保護者との情報交換を密にしています。 ・園長と年長児の担当職員が就学する小学校の授業参観や懇談会に参加し、小学校生活の情報を得て、保護者に個人面談で伝えています。年長児の担当職員が発達記録をもとに「保育所児童保育要録」を作成し、園長が確認しています。		
評価項目		実施の可否
①	保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	○
②	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	○
③	サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	○
④	就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかかわりに配慮されている。	○

評価分類 **（２）手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している。**	Ａ

・入園の決定後、川崎市や設置法人の定めた「入園時家庭調査票」「お子様の状況について」「健康調査票」「緊急時引渡し票」などを提出してもらい、入園時の面談では、提出書類をもとに生育歴や健康状態、保護者の意向を確認し、園で定める「入園前面談シート」に記載しています。入園後は「保育園業務マニュアル」に基づき、「児童票」には、１歳児は毎月、2歳児は隔月、幼児は３か月ごとに、生活・遊び・情緒などの5領域の項目で情報を把握し記録しています。
・１、２歳児クラスでは複数担任が話し合って作成し、クラスリーダーが指導計画作成の責任者となっています。幼児クラスは各担当が作成責任者となっており、園長が確認しています。指導計画を策定するにあたり、ケース会議・給食会議を持ち、子どもの様子、保護者の意向を踏まえて話し合い、計画に反映させています。必要に応じて栄養士、看護師、設置法人の発達支援担当のアドバイスを受けています。
・年間指導計画、月案、週案は、それぞれの期末にクラス内で協議し、評価・反省欄に記入し、次月（週）の計画に反映しています。天候や子どもの体調、遊びの発展状況に応じて計画を変更しています。

評価項目		実施の可否
①	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
②	指導計画を適正に策定している。	○
③	状況に応じて指導計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 **（３）サービス実施の記録が適切に行われている。**	Ａ

・子どもに関するサービスの実施状況は、保育日誌、各指導計画の評価・反省欄に記録しています。また、児童票に個々の発達・指導状況を決められた周期に記録しています。帳票類の書き方については、社内研修を受講し、必要に応じて園長が個別に指導を行っています。
・記録管理の最終責任者は園長であり、書類の保管、保存、破棄に関して設置法人制定の「個人情報保護マニュアル」に「個人情報管理規程」があり、児童票や個人情報に関する文書は、事務室で施錠管理しています。保存・廃棄についても帳票ごとに定めています。児童票、保育所児童保育要録について開示請求があった場合は「個人情報管理規程」により対応しています。職員は入社時研修で個人情報の取り扱いや守秘義務について学び、個人情報保護についての誓約書を提出しています。入社後は園長が職員会議で保育園業務マニュアルに基づき指導しています。
・子どもの状況などに関する情報は、保育日誌や伝達ノートに記録し、職員間で共有しています。職員会議、昼礼、給食会議、ケース会議があり、栄養士、設置法人の発達支援チーム職員など異なる部門のメンバーの意見・アドバイスを取り入れています

評価項目		実施の可否
①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類 （４）提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		Ａ
・園が行うサービスの基本や手順を明示した手引書として保育園業務マニュアルがあり、入社時研修でサービスの基本的な実践方法を学び、入社後は設置法人の階層別研修や自由選択研修に参加してスキルアップを図っています。保育園業務マニュアルの個人情報管理規程に、子どもの人権の尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されており、職員は入社時研修で教育を受け、日常の保育で実践しています。園長は各指導計画に記載された「ねらい・評価・反省欄」と保育日誌から保育業務の実施状況を確認するとともに、保育現場に入ってアドバイスをしています。設置法人の内部監査で、避難訓練・健康診断・SIDS対応などが手続き通り実施されているかを確認しています。 ・「保育園業務マニュアル」にはマニュアルの見直し時期が示されており、園での見直しを受けて設置法人で検討を行い、年度末に改訂を行っています。		
評価項目		実施の可否
①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類 （５）利用者の安全を確保するための取組が行われている。		Ａ
・園長は園舎内外の点検を行い、ヒヤリハットを事務室に掲示して、職員の意識化を図っています。また、感染症の情報などの早期把握に努めています。 ・ハザードマップや区役所の情報をもとに、被害の影響を想定してロッカーや遊具棚に転倒防止策を施し、非常口にヘルメットや避難袋を用意しています。また、津波を想定して、園舎ビルの屋上を避難場所とし、オーナーの了承を得ています。自衛消防隊を編成し、火災や地震を想定した消防訓練（避難・消火・通報）を毎月実施しています。不審者対応訓練を年1、2回行っています。園児・職員ともに、災害用伝言ダイヤルや安否確認メールなどの手段があり、入園時、入社時に周知しています。災害時用に食料（乾パン・缶詰・ドロップ・ビスケット・飲料など）と水を備蓄しています。 ・設置法人の研修受講職員が、園内で「SIDSについて」「CPR(赤ちゃん窒息心肺停止時)窒息の手当て」「AED使用法」「ダイアップの使用方法」の研修を行い、職員間で共有しています。また、安全チェックリストを園独自で作成し、クラスごとに点検を行い園長が確認をしています。		
評価項目		実施の可否
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 ２　人権の尊重
<特によいと思う点> ・全職員は園生活の中で子どもの意思を尊重することを第一義としており、子どもの意見を聞き、子どもの意思を尊重した保育を行っています。自由遊びの時間は子どもが絵本を読んだり、好きな玩具で遊んだり、製作活動などができるように、子どもが自由に選んで遊べる環境を整えています。
・朝の受け入れ時、保護者から家での子どもの様子をよく聞くとともに観察を行い、着替え時にも傷の有無などを確認して、虐待の兆候発見に努めています。職員会議で虐待マニュアルに沿って事例研修を行い、保育中の保育士の何気ない動作や名前の呼び方、声の大きさなどが子どもへの虐待につながることを確認し合っています。
・子どもの不安な気持ちを読み取った時は、言葉をかけ、子どもの気持ちを受け止めて静かな場所で一対一で過ごす時間を持つなど、子どもの気持ちに配慮した支援を行っています。子ども本人の希望で、前の担任や他クラス、事務室など子どもの落ち着ける場所で過ごせるよう配慮しています。

評価分類 **（１）サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重**		A
・園では子どもの意見を聞き、子どもの意思を尊重することを第一義としています。また、子どもが自由に選んで遊べる環境を整えています。「散歩に行きたくない」など子どもが拒否をした場合は、強制することなく子どもの思いを聞き、見守って支援しています。運動会や生活発表会の選曲や振り付けなどでは、子どもたちの意見を取り入れ、クラスで話し合って取組んでいます。 ・職員は設置法人の入社時研修・階層別研修で子どもの尊重や基本的人権について学んでいます。園長は、園内研修や昼礼で、子どもへの対応について「子どもにとって一番良い方法」を念頭に子どもと関わるように伝えています。性差に関しては、色や順番、発表会の衣装などで「男の子だから」「女の子だから」の固定観念を植え付けないよう、自由に選択できるように配慮しています。 ・朝の受け入れ時、保護者から家での子どもの様子をよく聞くとともに観察を行い、着替え時にも傷の有無等を確認して、虐待の兆候発見に努めています。職員会議で虐待マニュアルに沿って事例研修を行い、保育中の保育士の何気ない動作や名前の呼び方、声の大きさなどが虐待につながることを確認し合っています。		
評価項目		実施の可否
①	日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
②	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	○
③	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類 （2）利用者のプライバシー保護を徹底している。		A
・設置法人の「保育園業務マニュアル」に個人情報管理規程、プライバシー保護規程を備え、職員は入社時研修で、保育園で働くうえでの姿勢や法令順守・守秘義務について学び、個人情報守秘義務遵守の誓約書を提出しています。個人情報に関する取り扱いについて、入園時に保護者に説明し、ホームページなどに子どもの写真を掲載することについては、書面で同意を得ています。また、関係機関と子どもや保護者の情報をやり取りする必要が生じたときは、その都度保護者に説明し同意を得るようにしています。5歳児の就学予定小学校などの関係機関とのやり取りは、園長が行っています。 ・子どもの不安な気持ちを読み取った時は、言葉をかけ、子どもの気持ちを受け止めて静かな場所で一対一で過ごす時間を持つなど、子どもの気持ちに配慮した支援を行っています。子ども本人の希望で、前の担任や他クラス、事務室など子どもの落ち着ける場所で過ごせるよう配慮しています。子ども同士のトラブルには、双方の話をよく聞き取って代弁するなど、子ども同士で解決できるように支援しています。おねしょをした子どもには、他の子どもたちに気づかれないよう羞恥心に配慮しています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
②	子どもの気持ちに配慮した支援を行っている。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 ３　意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供
<特によいと思う点> ・異年齢保育・合同保育の目標を明確にして、職員が指導計画を立て実践し、その結果を評価反省することにより、子どもの優しさや思いやりの心を育んでいます。朝夕の合同保育、土曜保育、月1回の縦割り保育、戸外活動を通じて「年長児は年下の子どもとの関わりを知る」「年長児と一緒に過ごす中で、憧れを持ったり、真似をしようとする」など異年齢保育の目的を全職員で理解して支援しています。
・保護者の園に対する意見や、子どもに対する思いを出来る限り吸収するため、送迎時の何気ない保護者との会話の中に見え隠れする、保護者の本音を聞き逃さずに汲み取るように気を配っています。
・子もたちが主体的に自分でやりたいことができるように、職員は「これから何をしたい？」と言葉を投げかけ、子どもたちの意向を最大限尊重して遊びを援助しています。また、子どもの自分でやろうとする意欲を大切に見守り、言葉をかけ、子ども自身で「できた」喜びを感受出来ることを大切に支援しています。

評価分類 （１）利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んで		A
・クラス懇談会や年2回の個別面談時に保護者の意向や要望、満足度を聞いたり、各行事ごとに無記名でアンケートをとり、園への要望や意見を聞いています。また、園の入り口にご意見箱を設置し、いつでも自由に意見を伝えられるようにしています。 ・子どもからは職員が日常保育の中で、会話したり、表情やしぐさを観察して意向や満足しているかどうかを確認しています。 ・毎日の送迎時の何気ない保護者との会話の中に、見え隠れする保護者の本音を聞き逃さずに汲み取るように気を配っています。 ・利用者満足については、各行事ごとの担当職員がアンケート調査を実施し、結果を職員会議で検討しています。また、把握・検討した内容はえんだよりなどで知らせたり、クラス懇談会で伝え、保護者の意見も聞いています。		
評価項目		実施の可否
①	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	○
②	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	○

評価分類 （２）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	A

・入園説明会で、入園のご案内（重要事項説明書）を保護者に配付し、設置法人の相談・苦情の窓口や責任者を明示しています。また、園内には園の苦情受付責任者や、外部の第三者委員の氏名・連絡先、高津区役所保健福祉センターの連絡先を掲示し、複数の相談先があることを知らせ、相談をしやすいように配慮しています。また、園内にはご意見箱を設置して、匿名で意見を述べられるようにしています。
・行事ごとのアンケートは、自由記入方式で、匿名で記入してもらっています。また、送迎時の声かけを多くして、保護者との信頼関係を良くするように努め、話しかけやすいような雰囲気を作っています。
・苦情があった場合は、クレーム受理票に記録し、検討・処理し、その内容を記録しています。検討・対応状況は、プライバシーに関するものや個人対応の場合を除き、えんだよりや懇談会などで公表したり、掲示するなどして保護者の納得を得ています。
・職員は、保護者からの意見や相談があった場合には、直ちに園長に報告をして、迅速に対応・処理をするように努めています。すぐに回答できない場合には、理由・経過などを保護者に伝え、了解を得ています。

評価項目		実施の可否
①	子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	○
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	○
③	子どもや保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	○

評価分類 （３）子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。	A

・子ども同士のケンカは、双方の言い分を聞き、相手の気持ちを代弁して、相手には、「もうしないでね」と伝え、お互いに納得した上で「許してね」「許してあげる」の関係に繋げています。
・朝夕の合同保育、土曜保育、月１回の縦割り保育や戸外活動で異年齢の子どもたちが交流をしています。「年長児は年下の子どもとの関わりを経験する」「年下の子どもは、年長児と一緒に過ごす中で、憧れを持ったり、真似をしようとする」などを異年齢保育の目標・目的として明示し、全職員で支援しています。
・子もたちが主体的に自分でやりたいことができるように、職員は「これから何をしたい？」と投げかけ、子どもたちの意向を最大限尊重して遊びを援助しています。
・年齢にあわせて、牛乳パックや新聞紙、空き箱、セロテープなどの素材を自由に使い、思い思いの作品を作ることに、できる限りの時間をとっています。
・配慮を必要とする子どもについては、保護者と連携を図り、情報を共有して保育に当たっており、必要に応じて法人の発達支援相談員や、関係機関の指導や助言受けています。

評価項目		実施の可否
①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている。	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	○

<サービス実施に関する項目>

共通評価領域 4　サービスの適切な実施
<特によいと思う点> ・詳細な年間食育計画を作成し、食事の提供時にトウモロコシでも芯があるなし、オレンジの皮つき皮なしなど子どもの発達に合わせて、どうすれば子どもの食欲や食への関心につながるかを園長、職員、栄養士が話し合って、工夫を凝らしています。
・感染症予防やその他衛生管理上、手洗いの大切さを保護者および子どもにも伝えるために、登園時には、保護者に子どもの手洗いをしてもらってから受け入れています。

評価分類 （1）家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。		A
・登園時に保護者から家庭での様子や子どもの体調などを聞き取り、子どもを観察し、触れるなどして、一人一人の心身の状態をチェックしています。 ・確認した内容は「ライン表」「伝達ノート」「申し送り表」に記載します。体調のすぐれない子どもは、戸外活動を控えたり、おなかの調子が良くないい子どもには、給食のご飯を柔らかくしたり乳製品を取り除いたりして提供して、子どもに無理がないようにしています。 ・1～2歳児クラスは個人別の月間指導計画を、3～5歳児は年齢ごとに年間・月間指導計画を作成して保育に当たっています。子どもたちには箸やスプーンの使い方、トイレットトレーニング、着替え・歯磨きなどの達成目標を作り、その過程の努力を褒めることで、子どもたちの意欲を引き出しています。 ・保護者に伝達する事項があり、担任が対応できない場合は、延長保育日誌や申し送り表に記入して、遅番の職員に引き継ぎをしています。確実に伝えたことを確認するため、サインをしています。なお、それでも伝え忘れがあった場合は、その日のうちに電話連絡をします。少なくとも一週間に一度は保護者と担任が言葉を交わせるように努めています。		
評価項目		実施の可否
①	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	○
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている。	○
③	休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	○
④	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	○
⑤	保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	○

評価分類 （２）保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	Ａ
・長時間保育をする子どもには、夕方徐々に人数が減っていくことで寂しく不安にならないように、日中とは違う遊びや玩具を使い、気分転換が図れるように配慮しています。 ・職員と一緒にカーテンを閉めたり、洗濯物をたたむなど、家庭的な雰囲気でお手伝いを楽しむことができるようにしています。低年齢児にはスキンシップで寂しさを紛らわせることも心がけています。 ・長時間保育の子どもは、玩具で遊ぶだけではなく「しっぽ取りゲーム」や「かくれんぼ」など、異年齢同士でも楽しんで遊べるように、職員が異年齢児間の遊びの仲立ちをしています。年下の子どもが年上の子どもの遊びを見て、新しい遊びができるような場を作っています。	

	評価項目	実施の可否
①	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	○
②	年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	○

評価分類 （３）子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。	Ａ
・食事の前にはクラシックなど静かな音楽をかけ、ゆったりと食事ができるような雰囲気を作っています。食事前に職員が献立の説明をして、給食当番のあいさつで開始をします。3歳児以上のクラスでは給食当番が配膳をしています。 ・子どもが食べきれる量をあらかじめ確認して盛り付けを行い、決して無理強いはしないようにしています。 ・調理室から保育室内を観察できる部屋(3歳児室）もあり、栄養士が食事中に各クラスを見て回り、子どもの食事の様子や嗜好を把握しています。 ・毎月、行事食（七夕ランチ、お月見ランチ、ハロウインランチなど）を提供しています。 ・アレルギー対応については医師の指示書に基づき、川崎市の健康管理委員会に申請して、適切な対応をしています。また、半年ごとに見直しています。 ・子どもたちはベランダでオクラや葉物野菜を育て、その成長を楽しみ、収穫を喜び、食への関心を高めています。 ・給食の試食会は行っていませんが、年1回、親子クッキングの機会をもち、子どもと一緒に五平餅づくりをしています。また、4、5歳児クラスでは、保護者と一緒に子どもたちが作った味噌の「天地返し」をしています。	

	評価項目	実施の可否
①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている。	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している。	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	○

評価分類 （4）子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。	A

・子どもたちと、園外活動の際の交通ルールや安全について話し合っています。公園で遊ぶ場合は、遊具の遊び方や公園での過ごし方について、危険のないように話し合っています。
・感染症予防として、手洗い、うがいの大切さを学び、正しいやり方を身につけるようにしています。登園して手洗いをしたかどうかを確認してから受け入れています。
・嘱託医による健康診断を1歳児は毎月、2歳児以上は年3回以上実施しています。また、歯科健診を年に1回、4歳児は視覚聴覚の健診を実施し、健診結果はクラスごとの「個人健康記録票」に記載し、保護者に報告しています。
・園には感染症情報を掲示しています。感染症が発生した場合、罹患状況を園の入り口や保育室の入り口に掲示し、保護者に注意喚起をしています。
・特に乳幼児突然死症候群（SIDS）や幼児突然死症候群（SUDS）の危険性を職員が共有して、睡眠時に1歳児は10分、2歳児は15分ごとに、３・４・５歳児は30分ごとに、全年齢に対し必ず呼吸チェックを行い、うつぶせ寝がないことを確認し、結果を個別に睡眠記録表に記録しています。

評価項目		実施の可否
①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	○
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	○
③	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 ５　運営上の透明性の確保と継続性
＜特によいと思う点＞ ・入園説明会では「入園のご案内（重要事項説明書）」を配付し、理念・基本方針を説明するとともに、入園後開催される年度初めの懇談会や行事の際に、理念・基本方針に基づく保育のあり方について、園長が分かりやすく説明しています。園目標「すなおで元気で明るい笑顔　あいさつがきちんとできる子」を子どもにも分かりやすいように玄関に掲示しています。
・平成28年～32年の中・長期計画が作成されており、職員会議で現状での課題や問題点を明らかにして＜園内研修＞＜地域交流＞を設定しています。28年度の事業計画の「地域交流」については、具体的に取り組みの内容を具体的に記載し、毎月の職員会議で取り組みについて話し合い、評価・見直しを行っています。「園内研修」については「日常の保育で起こり得る危険」を挙げて、検討項目と担当者を決めて討議をしています。各計画について職員会議で進捗状況を確認し、年間を通して全職員が意識して取り組めるようにしています。
・園長は年度末に、次年度に向けて子どもたちにとって最善な職員配置、環境整備などについて検討し、設置法人と相談し必要な措置を講じています。また、人員不足によるシフト変更や残業などの業務にかかわる事項・方針を職員会議などで職員に伝え、改善・努力しています。

評価分類 **（１）事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。**		A
・理念・基本方針を、園の「パンフレット」「入園のご案内（重要事項説明書）」「保育課程」に明記して設置法人のホームページでも紹介し、園内掲示するとともに保護者には年度初めの運営委員会で説明しています。 ・基本方針は、子どもの「自ら伸びようとする力」「後伸びする力」を育てる保育を、子どもの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす「五感で感じる保育」の充実をとなっており、設置法人の使命や目指す方向・考え方を読み取ることができます。これらの理念や基本方針は、保育を実践する上で職員の行動規範となる具体的内容となっています。 ・入園説明会では「重要事項説明書」を配付し、理念・基本方針を説明するとともに、入園後開催される年度初めの懇談会や行事の際に、理念・基本方針に基づく保育のあり方について、園長が分かりやすく説明しています。園目標「すなおで元気で明るい笑顔　あいさつがきちんとできる子」を子どもにも分かりやすいように玄関に掲示しています。		
評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針を明示している。	○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	○

評価分類 **（２）実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。**	A
・理念や基本方針の実現に向けた目標として、平成28年～32年の中・長期計画が作成されており、職員会議で現状での課題や問題点を明らかにして中期計画の検討項目<園内研修><地域交流>を設定しています。 ・中・長期計画として挙げられた課題について、29年度までの事業計画には具体的な取り組みが示されています。 ・28年度の事業計画の「地域交流」については、具体的に取組みの内容を具体的に記載し、毎月の職員会議で取り組もについて話し合い、評価・見直しを行っています。「園内研修」については「日常の保育で起こり得る危険」を挙げて、検討項目と担当者を決めて討議をしています。 ・各計画について職員会議で進捗状況を確認し、年間を通して全職員が意識して取り組めるようにしています。 ・今年度の事業計画について、保育課程にその取り組みを記載し、事業計画の大きな柱として、その取り組みの詳細を書面に表わしています。保護者には年度初めの懇談会で取り組みについて説明し、園だよりで報告しています。	

	評価項目	実施の可否
①	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	○
②	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	○
③	事業計画の策定が組織的に行われている。	○
④	事業計画が職員に周知されている。	○
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	○

評価分類 **（３）管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。**	A
・「就業規則」「保育園業務マニュアル」に園長の役割が明示されており、園内では職務分担表にて役割を明記しています。 ・園長は保育指導結果についてそれぞれの評価・反省欄を確認し、職員を指導しています。また、職員会議や昼礼などで保護者対応や子どもへの関わり方などを確認して、その都度アドバイスを行い、日々の保育園運営の中で生じる課題について分析、改善方法を考案して職員会議などで周知しています。園長はクラス分担・役割分担・行事分担・消防・避難訓練などの職務分担を決め、総括責任者として積極的な取り組みを行っています。 ・人事・労務・財務面からの分析は設置法人が実施し、その結果は園長会議などでフィードバックされます。園長はその結果を職員会議で説明するとともに、園での取り組みを検討しています。 ・園長は年度末に、次年度に向けて子どもたちにとって最善な職員配置、環境整備などについて検討し、設置法人と相談し必要な措置を講じています。また、人員不足によるシフト変更や残業などの業務にかかわる事項・方針を職員会議などで職員に伝え、改善・努力しています。	

	評価項目	実施の可否
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○

評価分類 （４）質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	Ａ

・川崎市福祉サービス第三者評価基準に基づき、毎年、職員の自己評価と保育所としての自己評価を行う第三者評価を受審しています。園の自己評価は園長が中心となり、まとめています。
・前年度の受審結果を職員会議で分析・検討し、取り組むべき課題を明確にして改善策を立て、実施しています。

評価項目		実施の可否
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	○
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	○

評価分類 （５）経営環境の変化等に適切に対応している。	Ａ

・園長は設置法人の園長会議や川崎市役所、高津区の認可保育園園長会や幼保小連携会議などに出席し、地域の特徴、保育サービスのニーズや潜在的利用者に関するデータなどを収集するとともに、高津区子ども支援室からも情報を収集し、社会福祉事業全体の動向、事業所が位置する地域での特徴・変化を把握しています。必要な情報は設置法人担当部署に報告しています。関係機関の会議から得た情報は、子育てニーズに合わせて保育園の現状を踏まえた中・長期計画や28年度の事業計画に、「地域の方と交流する」として反映しています。
・園長は毎月、延長保育料・延長保育時間を設置法人に報告しています。園からの業務報告により、光熱費や消耗品、人件費などのサービスコストの分析や利用者の推移、利用率の分析などは設置法人が行っています。サービス利用者の推移、利用率などの分析については高津区の担当者と連携して行っています。関係機関の会議から得た情報や設置法人の園長会議からフィードバックされた情報は、昼礼で職員に周知しています。

評価項目		実施の可否
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	○
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	○

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域
6　地域との交流・連携

＜特によいと思う点＞
・地域との交流を活発にするため、毎年6月に近隣の小学校の体育館を借用して、劇団ひとみ座の人形劇会を開き、チラシを配り地域の方を招いています。年々参加者は増えており、H28年度は100人近くの参加者がありました。参加者から好評を得ており、地域との連携が深まっています。

＜さらなる改善が望まれる点＞
・ボランティアの受け入れに関して、園の基本姿勢として、子どもたちの生命やプライバシーを守ることが最大の責任で、重要事項であるとの考え方から、外部のボランティアの受け入れは行っていません。しかし、地域交流が園の目標でもあり、子どもたちは地域と関わりながら健全に育つことを考え、地域のボランティアを受け入れて、地域に根差した園となることが望まれます。

評価分類 **（1）地域との関係が適切に確保されている。**	B

・地域に園を理解してもらうため、パンフレット「入園のご案内」に運営理念、1日の流れ、施設見学の案内、日々の健康管理などを掲載し、園の見学者や行事参加者などに配付しています。設置法人のホームページで施設の紹介や活動情報を写真入りで分かりやすく伝えています。また、高津区の保育園紹介の動画（YouTube）を、H27年度より始めました。平成28年度より保育園のブログも始め、自園の保育の様子をわかりやすく伝えています。
・毎年6月に近隣の小学校の体育館で、劇団ひとみ座の人形劇会を開き、チラシを配り地域の方を招いています。年々参加者は増えており、今年度は100人近くの参加者がありました。
・育児相談のポスターを玄関に掲示し、呼びかけています。H28年度は2名の育児相談を受けました。
・ボランティアの受け入れは、園の基本姿勢として、子どもの生命やプライバシーを守ることが最大の使命であると考え、ボランティアの受け入れは行っていません。
＜コメント・提言＞
子どもたちは地域と関わりながら育つので、ボランティアを受け入れて、地域に根差した園となることが望まれます。

	評価項目	実施の可否
①	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	○
②	事業者が有する機能を地域に提供している。	○
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	●

評価分類 （２）地域の福祉向上のための取組を行っている。		A
・地域との連携では高津区の幼保小連絡会議、公私立保育園園長会、施設開放利用者団体打ち合わせ会に参加しています。また、高津小学校、下作延小学校の地域開放委員会に参加しています。 ・地域の幼保小連絡会議では、就学前の取り組みについての情報を持ち帰り、園内で職員と話し合い、その実践に向けて取り組んでいます。また、近隣保育園で行われた高津区主催の就学に向けての保護者向けの説明会に過去3年間にわたり、保護者と一緒に参加しています。 ・地域との交流の中で討議されるテーマや交換する情報の中から、地域の保育ニーズを持ち帰り職員会議で話し合っています。高津区としての問題点や、待機児童問題、地域性に関する問題などを園内で話し合っています。また、高津区の公開保育に参加して、職員の保育の質の向上に資しています。		
		実施の可否
①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域 ７　職員の資質の向上の促進
<特によいと思う点> ・職員が遵守すべき法令・規範・倫理などを正しく理解するため、職員は入社時研修を受け、法令順守や倫理について学んでいます。また、設置法人に「コンプライアンス委員会」が設置されています。園長は定期的に法令順守などについて職員に周知・確認を行っています。
・職員は研修終了後必ず報告レポートを園長に提出し、提出されたレポートは全職員に回覧して、学びを共有しています。また、研修後に職員会議で研修内容を発表しています。園長は研修レポートを確認してアドバイスを行うとともに、面談や日常業務を通じて職員の研修効果を確認しています。職員は個別研修計画を上期・下期ごとに振り返り、園長のアドバイスを受けて、次期研修計画に反映しています。
・職員は、毎年メンタルヘルスチェックを受けています。職員の悩み相談窓口は園長のほかに、産業医やカウンセラーへの相談も可能となっています。また、新卒職員には、チューター制度を取り入れるなど、相談体制を整えています。

評価分類 **（１）事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。**		A
・必要な人材に対する設置法人の考え方は「人材育成ビジョン」と人事規定に明記しています。必要な人材は川崎市保育所職員配置基準に基づき人員配置しており、常に園長は職員不足とならないよう、設置法人と連携して行っています。 ・設置法人の就業規則には服務規律・倫理規律・秘密保持が記載され、個人情報保護マニュアルには法令順守、個人情報の安全管理などが規定されています。職員は入社時研修を受け、園長は定期的に法令順守などについて職員に周知・確認を行っています。設置法人に「コンプライアンス委員会」が設置されています。 ・考課基準は人材育成ビジョンにより職員に明示されており、職員は年3回自己評価を行い、園長の査定を受ける人事考課の目的や効果を正しく理解しています。考課結果は園長から職員にフィードバックしています。 ・マニュアル「実習生受け入れガイドライン」があり、それに基づきオリエンテーションを開催し、園の方針・利用者への配慮・守秘義務などを説明しています。学校からの推薦依頼状の提出を受け、誓約書を設置法人と学校間、園と実習生間で、締結して実施しています。		
評価項目		実施の可否
①	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	○
②	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	○
③	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	○
④	職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている。	○
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	○

評価分類 **（2）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。**	A
・設置法人は組織が職員に求める基本的姿勢や意識は「保育士人材育成ビジョン」に明示しています。保育園業務マニュアルに職員の研修制度が記載されており、階層別研修と自由選択研修があります。組織が職員に求める専門技術や専門資格について「保育士人材育成ビジョン」に明示しています。 ・職員は、「保育士人材育成ビジョン」を念頭に置き、自由選択研修・社外研修などから上期・下期に分かれた個別年間研修計画を作成しています。園長は個人面談と日常の保育業務を通じて、職員の技術水準・知識・専門資格の必要性・研修効果などを把握して受講を勧めています。 ・研修終了後は、必ず報告レポートを園長に提出し、提出されたレポートは回覧して、学びを共有しています。また、研修後に職員会議で研修内容を発表しています。園長は研修レポートを確認してアドバイスを行うとともに、面談や日常業務を通じて職員の研修効果を確認しています。職員は個別研修計画を上期・下期ごとに振り返り、園長のアドバイスを受けて、次期研修計画に反映しています。	

評価項目		実施の可否
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 **（3）職員の就業状況に配慮がなされている。**	A
・園長は職員の有給休暇の消化率、時間外労働をチェックして一人一人の勤務状況を把握し、データを毎月取りまとめて設置法人に報告しています。設置法人は園長からの報告を受け、各園の人事・労務などの現状分析や改善策の検討を行っています。 ・園長は年3回職員との個人面談を行っていますが、日頃から職員が相談しやすいように言葉をかけて、コミュニケーションを図っています。必要に応じて設置法人管理課担当者と面談できる仕組みもあります。 ・設置法人で、独身寮やスポーツクラブとの提携など、福利厚生を備えており希望者は利用できます。 ・職員は、毎年メンタルヘルスチェックを受けています。職員の悩み相談窓口は園長のほかに、産業医やカウンセラーへの相談も可能となっています。また、新卒職員には、チューター制度を取り入れるなど、相談体制を整えています。	

評価項目		実施の可否
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	○
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	○

認可保育所　家族アンケート

対象事業所：アスク高津えきまえ保育園

●アンケート送付数（対象者数）（　55 ）名
●回収率　　75%（　41 ）名

サービスの提供

	利用者調査項目	はい	いいえ	どちらともいえない	無回答
1	子どもが生活する保育室は、落ち着いてすごせる雰囲気に整えられていますか。	95%（ 39 名）	0%（ 0名）	5%（ 名）	0%（ 0名）
2	保育中の発熱や体調不良、ケガなどの対応、保護者への連絡等は適切ですか。	95%（ 39 名）	0%（ 0名）	5%（ 2名）	0%（ 0名）
3	食事・おやつなどのメニューは、子どもの状態に配慮された工夫がありますか。	100%（ 41 名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）
4	日々の保育の様子が情報提供されており、保育について職員と話をすることができますか。	93%（ 38名）	2%（ 1名）	5%（ 2名）	0%（ 0名）
5	季節や自然、近隣とのかかわりが保育の中に感じられますか。	88%（ 36名）	5%（ 2名）	7%（ 3名）	0%（ 0名）
6	各種安全対策に取り組まれていますか。	100%（ 41名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）

利用者個人の尊重

7	お子さんは保育所で大切にされていると思いますか。	100%（ 41名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）
8	職員はあなたやあなたの子どものプライバシー（秘密）を守っていますか。	95%（ 39 名）	0%（ 0名）	5%（ 2名）	0%（ 0名）

相談・苦情への対応

9	保護者が子育てで大切にされていること等について、職員は話を聞く姿勢がありますか。	98%（ 40名）	0%（ 0名）	2%（ 1名）	0%（ 0名）
10	要望や不満があったとき、第三者委員（保育所外の苦情解決相談員）などに相談できることを知っていますか。	90%（ 37名）	10%（ 4名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）
11	保育所は、要望や不満などに、きちんと対応していますか。	91%（ 37名）	2%（ 1 名）	7%（ 3名）	0%（ 0名）

周辺地域との関係

12	周辺地域、関係機関と園との関係は、良好であると思いますか。	93%（ 38名）	0%（ 0名）	7%（ 3名）	0%（ 0名）

利用前の対応　【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】

13	入園に際し保育所から受けたサービス内容や利用方法の説明は、わかりやすかったですか。	100%（ 28名）	0%（ 0名）	0%（ 0名）

平成28年度　第三者評価事業者コメント

園名：　アスク高津えきまえ保育園

園長氏名：　八田　智子

【受審の動機について】

開園 5 年目を迎え、公正で信頼のある第三者機関により、専門的かつ客観的な視点で評価していただくことで、日頃の保育を振り返り、運営方針や利用者の求める保育サービスが提供できているかを見直す絶好の機会であると考え、昨年度に引き続き今年度も受審させていただきました。

評価機関の選定については、一貫した機関に評価を依頼することで、昨年度までとの比較を継続的に行い、また運営方針等も十分にご理解いただいた上で調査を実施していただけると考えました。同時に、職員にとっても自己・自園の保育を見直し、日々の運営に反映させる絶好の機会と考えております。

また、評価結果を公開することにより、地域に開かれた保育園として信頼を得ると共に、保護者の皆様の保育園を選択する判断材料のひとつとして活用されることを望んでおります。

【受審した結果】

今年度は、昨年度に引き続き、法人の運営理念・保育理念を基に「素直で元気で明るい笑顔。　あいさつがきちんとできる子」という園目標を掲げ、日々の保育に取り組んで参りました。

今回特に評価していただいた、子ども一人ひとりの意欲を大切にする姿勢についてはこれからも評価していただいたことを自信とし、今後も変わらぬ質の保育の提供を心がけてまいります。

また、地域との交流につきましては、防犯上の懸念点が解決できるような内容をこれから検討し、より地域に根ざした保育園を目指してまいります。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、ご多忙にもかかわらず利用者調査にご協力いただいた在園児の保護者の皆様に、心より感謝申し上げます。